

於ては此際事件の悪化を憂ひ翌十日午前八時右代表者を招致  
次の通要求を容れたので無事解決した。

十一、解決條件

- 1、賃金値上―無條件容認
- 2、現場員―相當調査の上善處する

以上

報告第二三六號

東海鋼業株式会社若松工場入夫労働争議

發生 昭和九年六月 十日

解決 同 六月十二日